

平成 19 年度知床半島中央部地区利用適正化実施計画
(知床五湖地域・羅臼湖地域・知床連山地域・カムイワッカ地域)

目 次

- I 作成の目的
- II 対象地域
- III 地域別実施対策
 - 1 知床五湖地域
 - (1) 現状及び基本方針
 - (2) 実施対策の詳細
 - 1) マイカーの総量規制
 - 2) 利用のコントロール
 - 3) 既存歩道の補修等
 - 4) ホロベツ園地における施設の機能充実
 - 5) ガイドシステム
 - 6) 情報提供
 - 2 羅臼湖地域
 - (1) 現状及び基本方針
 - (2) 実施対策の詳細
 - 1) アクセス手法の改善
 - 2) 利用のコントロール
 - 3) 路上駐車対策
 - 4) 歩道・木道の補修等
 - 5) ガイドシステム
 - 6) 情報提供
 - 3 知床連山地域
 - (1) 現状及び基本方針
 - (2) 実施対策の詳細
 - 1) アクセス手法の改善
 - 2) 利用のコントロール
 - 3) 既存ルート付け替え及び野営地の整備
 - 4) 登山道及び登山口の利用環境等の整備
 - 5) 情報提供

4 カムイワッカ地域

- (1) 現状及び基本方針
- (2) 実施対策の詳細
 - 1) マイカーの総量規制
 - 2) 利用のコントロール
 - 3) 情報提供

IV 利用の心得

V 計画実施体制

- 1 実施体制
- 2 広報・周知
- 3 巡視・指導の実施

VI モニタリング

(参考) 利用の心得 (立ち入りに当たっての留意事項、禁止事項) 案

(付録) 実施事項整理表

I 作成の目的

本計画は、平成13年度に策定された「知床国立公園適正利用基本構想」における基本思想・方針等、及び平成17年9月に策定された「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」（以下「基本計画」と言う。）を踏まえ、「知床五湖地域」、「羅臼湖地域」、「知床連山地域」及び「カムイワッカ地域」の利用適正化を推進するため、地域ごとの「実施対策」、「利用の心得」、「実施体制」、「モニタリング」等について平成19年度に実施する計画を策定するものである。

「知床国立公園適正利用基本構想」

○基本思想

ヒグマに象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を前提とした『ヒグマの棲家におじゃまする』

○それを踏まえた前提

知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全

○基本方針

原始的な自然の地域における、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用

II 対象地域

本計画の対象地域は、「平成17年度知床国立公園利用適正化検討調査」において優先的に具体化を図るべき地域とされた以下の地域とする。

知床五湖地域：「知床五湖園地」及び「知床五湖歩道」エリア

（関連エリア：「ホロベツ園地」「車道沿線（横断道～五湖）」）

羅臼湖地域：「羅臼湖」エリア

（関連エリア：「知床横断道路」「羅臼温泉集団施設地区」「熊越の滝」）

知床連山地域：「知床連山縦走線」エリア

（関連エリア：「岩尾別温泉～羅臼岳」「羅臼温泉～羅臼岳」「町道岩尾別温泉道路」）

*「カムイワッカ～硫黄山」エリアについては、道道の落石防止工事のため硫黄山登山口が利用できない状況にあることから、工事の終了を待って検討するものとする。

カムイワッカ地域：「カムイワッカ」エリア

（関連エリア：「車道沿線（五湖以奥）」）

Ⅲ 地域別実施対策

1 知床五湖地域

(1) 現状及び基本方針

「知床五湖地域」は、知床の魅力が集約された知床国立公園の代表的な景勝地であり、アクセスが容易であることから、年間約 50 万人の利用者が訪れる知床最大の利用地となっている。また、多くの人に知床の自然を次世代に引き継ぐことの大切さを理解してもらうためにも重要な地域と位置付けられる。しかしながら、当該地区は世界的にも有数のヒグマの高密度生息地であり、知床五湖周回歩道においては特にヒグマが頻繁に出没するため、利用シーズン中、相当の期間において利用者の安全確保を目的とした一部区間の利用制限や全面閉鎖を余儀なくされている状況にある。「知床五湖地域」における利用適正化を推進するためには、「利用の集中」、「利用の安全性」及び「利用環境の質的向上」の 3 つの課題・問題点を解決し、『知床五湖の原生的な自然環境の持続的な保全と国立公園ならではの質の高い自然とのふれあい・公園利用サービスの提供』及び『知床五湖が担っている地域の観光産業の維持及び一般利用者の安全性向上と安定的な利用の提供』を実現することが必要である。

当該地域においては、一般利用者が安全、快適に利用できる高架木道ゾーンと、より質の高い優れた自然体験が可能な知床五湖周回歩道ゾーンにおいて具体的な対策を検討し、知床国立公園の利用拠点として、利用の適正化を図るものとする。

(2) 実施対策の詳細

1) マイカーの総量規制

「知床五湖地域」では、利用者の集中による車両の渋滞がしばしば発生し、特に世界自然遺産の登録（平成 17 年 7 月）以降、顕著になっている。また、五湖駐車場についても乗用車や一般観光バスに加え、マイカー規制によるシャトルバスも乗り入れており、混雑と車両の錯綜などが見られる。

スムーズで安定的な利用アクセスの維持・提供、ヒグマやキタキツネ等の野生動物対策、及び車内におけるレクチャー等の情報提供による利用環境の質的向上を図るために、「知床五湖地域」は、「カムイワッカ地域」と一体的な「自動車利用適正化対策（マイカー規制）」の導入についての検討を行う。また、マイカー規制の導入にあたっては、五湖駐車場内の利用動線についても検討を行う。

なお、マイカー規制実施の詳細事項については「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において検討を行う。

2) 利用のコントロール

「知床五湖地域」はヒグマの高密度生息地として知られており、10 頭前後のヒグマの行動圏となっている。特に五湖周回歩道においては、ヒグマの行動域と利用者の利用域が重複していることから、利用者の事故防止のため、春先から夏までの間は歩道の一部あるいは全区間で閉鎖措置がとられることが多い。

一方、時期や時間帯により一～二湖周回コースでは利用者の集中・混雑が著しく、歩道の荒廃や、歩道の踏み外しによる植生への悪影響が顕在化している。また、一般観光客や散策の利用者に加え、近年ガイドによる引率利用が増加していることから、異なる利用形態が混在し、それぞれの快適な利用環境維持が難しくなっている。

以上の状況を踏まえ、平成15年度において当該地域における具体的な対応策の検討を地元関係者、関係機関との話し合い等を通じ行った結果、『段階的な「既存歩道全区間の利用のコントロール」と「新たなルート・施設の整備」』を行うことが基本的に合意されたところである。（以下報告書（抜粋）参照）

段階的な「既存歩道全区間の利用コントロール」と「新たなルート・施設の整備」

既存歩道の全区間において利用のコントロールを行い、1湖西方の開拓跡地ササ草原に、一般利用者の自由利用のための新たなルート・施設の整備を、以下のようなプロセスを経て行う。

第1段階

一～二湖周回歩道は一般利用者の自由利用区域、三～五湖歩道は利用コントロール（一般利用者の自由利用の抑制）区域とする。

一～二湖周回歩道区域は「安全管理体制の強化・充実」を図る。

町展望台・ルートの改善（拡幅、バリアフリー化等）を行う。

第2段階

一～二湖周回歩道を含め、既存歩道全区間を利用コントロール区域とする。

一般利用者の自由利用のため、町展望台・ルートの延長整備を図る。

（平成14年度（繰越）知床国立公園知床五湖園地歩道実施計画策定調査報告書

平成16年3月：環境省東北北海道地区自然保護事務所）

現状では、ヒグマの活動が活発な時期（通常6～7月）は、一～二湖エリアの電気柵設置、及び三～五湖エリアの閉鎖によりヒグマに関する各種対策がなされているが、突発的な事故には対応出来ない状況がある。また、旧展望台までバリアフリーの高架木道が整備（平成17年度整備、18年4月供用）されたことから、平成19年度は以下の対策を進めるものとする。

なお、検討に当たっては、地元関係機関・団体等と協議・調整を図るものとする。

- ・ 五湖周回歩道区域の利用コントロール手法について、利用調整地区指定によるコントロールの可否等を含め検討を行う。
- ・ 既存歩道の利用コントロールを前提として一般利用者の自由利用のための高架木道の延長並びに利用調整の運用に関する機能及び利用者への情報提供や休憩・便益機能の提供を図る施設（フィールドハウス）の設置に係る検討を行う。

3) 既存歩道の補修等

植生保護の観点から、踏み込み防止対策、滞留スペースの確保、及び既存木道の補修等を行う。また周回歩道の利用コントロールに関する検討成果を踏まえ、当該エリアにおける木道整備のあり方についての検討を行う。

4) ホロボツ園地における施設等の機能充実

「ホロボツ園地」はウトロ側の公園利用の拠点であるほか、「知床五湖地域」における利用集中の緩和機能を有する等、利用適正化を推進するための重要な位置付けにある。「知床五湖地域」利用者への情報提供や事前レクチャー等の機能充実を図ることについて、周辺施設との連携、役割分担を考慮しつつ、機能充実に係る基礎的な検討を行う。

また、100㎡運動地の公開を含む、新たな魅力あるフィールド開発（無施設のガイドルートの設定等）の検討を行う。

5) ガイドシステム

「知床五湖地域」における「ガイドシステム」のあり方について、地域の特性及び地元観光協会、知床ガイド協議会等の意見等を踏まえ検討を行う。

また、夜間の道路沿線の利用（星空や動物観察）のあり方について、実態調査等を踏まえ、利用のルールづくりを行う。

6) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等により、利用者への情報提供を行う。なお、高架木道の利用を促進するため、誘導標識の設置及びセルフガイドシステムの導入等の検討を行う。

2 羅臼湖地域

(1) 現状及び基本方針

羅臼湖は、水面の面積が40haを越える知床国立公園中最大の湖沼で、その広大な景観は知床国立公園でも特異なものとされ、本公園を構成する自然の核心の一つに位置付けられている。知床横断道路により比較的容易に到達でき、高山帯の湿原・湖沼を巡るルートが整備されており、往復3時間程度で知床の原生的な景観にふれることができる魅力ある地域である。また、春先にはスキーによる利用も見られる。

近年利用者、特に団体利用の増加が著しく、年間約7,000人～7,500人の利用者が訪れていることに加え木道の老朽化及び歩道の泥濘化が進行していることから、歩道の拡幅や周辺の植生への悪影響が認められる。また、残雪期は迷いやすいルートであることや、ヒグマの高密度生息域にもかかわらず十分な経験や装備を持たない利用者が増加している

ことから、遭難やヒグマとの遭遇による事故発生の危険性も指摘されている。

「羅臼湖地域」は、湿原植生を主体とした自然環境の保全を最優先とし、当該地域の原始性とその静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場とすることを目標とする。

(2) 実施対策の詳細

1) アクセス手法の改善

羅臼湖へのアクセス動線である「知床横断道路（ウトロ羅臼線）」は、「知床国立公園管理計画書（平成5年3月）」において、『主として自動車による通過利用に供する。』『道路付帯の駐車場については、新設及び既存のものの現状以上の拡張は原則として認めない。』とされており、歩道入口付近一帯は駐車禁止となっている。そのため、羅臼湖歩道へのアクセス手法は、当面は知床峠からの徒歩、路線バス及びハイヤー等の利用によるものとし、そのための広報・情報提供等を充実・推進する。

なお、利用者数調査等のデータを参考に、シャトルバスの運行（羅臼温泉～羅臼湖入口～知床峠～ホロベツ～ウトロ）及び歩道入口付近における専用停車帯（シャトルバス、路線バス及びハイヤー等）の設置の可能性について検討を進める。

2) 利用のコントロール

羅臼湖歩道は利用者の急激な増加が見られ、自然環境や体験の質に悪影響を及ぼすおそれがあることから、原始的な自然環境を保全し、静寂な雰囲気の中での質の高い自然体験の提供を維持するためには、一定の利用のコントロールが有効と考えられる。そのため、羅臼湖歩道の現状や利用実態（利用者数、利用動向等）に関するこれまでの調査成果を踏まえ、利用コントロール手法の検討を行う。

3) 路上駐車対策

路上駐車対策として、標識や車道路肩への柵またはロープの設置を行う。（緊急車両対応等のため、取り外し可能な構造とする。）

4) 歩道・木道の補修等

関係機関の協力のもと、既存施設の破損箇所、荒廃箇所等の補修及びルート沿線の植生保護のための踏み込み防止対策（立ち入り防止ロープ柵の設置等）を行う。また、当該エリアにおける利用コントロール手法検討の結果を踏まえ、歩道整備のあり方に関する検討を行う。

5) ガイドシステム

羅臼湖歩道における「ガイドシステム」のあり方について、地域の特性及び地元観光協会、知床ガイド協議会等の意見等を踏まえ、検討を行う。

6) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報につ

いて、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等により、利用者への情報提供を行う。

3 知床連山地域

（１）現状及び基本方針

知床半島の最高峰「羅臼岳（1,660m）」への登山、及び「羅臼岳」から「三ツ峰」「サシルイ岳」「オッカバケ岳」「南岳」「知円別岳」を経て活火山の「硫黄山」に至る知床連山縦走登山ルートである。山麓・山腹の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植生の垂直分布を見ることができ、また、多くの野生動物が生息するなど、原始的で優れた自然を体験できる地域である。

「羅臼岳」への日帰り登山者は年間約1万人、連山縦走登山者は約800人となっている。一部登山道の荒廃や複線化、あるいは野営地等における植生への悪影響が見られ、また、し尿処理対策やヒグマ対策の充実が求められている。

「知床連山地域」においては、原始的な自然環境の保全を図ると共に、利用者がこの優れた自然を体験できるフィールドとして将来にわたり持続的に維持することを目標とする。

なお、当該地域においては、一定程度の登山技術を有する利用者を対象とし、基本的には登山者自身の経験と技術・装備に基づいて自己判断と自己責任によることを原則とする。

（２）実施対策の詳細

1) アクセス手法の改善

「羅臼岳」への登山者（年間約1万人）の内、岩尾別口からの登山者が80～90%を占めている。そのため、夏期の登山シーズンには「町道岩尾別温泉道路」は終点の駐車場からあふれた車の長い路傍駐車が発生し、一般車両の交通への支障や周辺植生への悪影響等が派生している。そのため、自然環境や利用環境の保全を図るため、「町道岩尾別温泉道路」は、「カムイワッカ地域」及び「知床五湖地域」と一体的に「自動車利用適正化対策（マイカー規制）」の導入を検討する。

なお、実施の詳細については「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において検討を行うものとする。

2) 利用のコントロール

「知床連山縦走線」は、行程が長く時間と体力を要するコースで、一般的な登山道のような安全性や快適性のための整備・管理は行われておらず、必要な経験と技術を持ち、原始的で静寂な雰囲気での登山体験を目的としたコースである旨の情報提供を十分に行い、安易な入山の自粛を促進する。

また、「岩尾別温泉～羅臼岳コース」への利用集中の緩和を図り、「羅臼温泉～羅臼

岳コース」への利用分散を図るため、「岩尾別温泉～羅臼岳～羅臼温泉」の横断利用がし易いようなアクセス手法（路線バス、シャトルバスの運行またはハイヤー等による送迎等）について、前述の「羅臼湖地域のアクセス手法の改善」と一体的なシステムの検討を行う。

3) 既存ルートの付け替え及び野営地の整備

「知床連山縦走線」の二つ池周辺の登山道は、希少種を多く含む雪田群落内を通過しており、幅員の拡大・荒廃が進んでいることから、2004年の調査を踏まえ、当該ルートの周辺のハイマツ低木林内へのルートに付け替えについて具体的に検討する。また、二つ池の野営地については、代替地の検討を行う。

4) 登山道及び登山口の利用環境等の整備

- ・必要に応じ、既存施設の破損箇所、荒廃箇所等の補修を行うとともに、ルート沿線の植生保護のため、必要な場所に立ち入り防止ロープ柵の設置を行う。また、残雪期等における危険箇所には誘導ロープ柵の設置等必要な措置を講じる。
- ・野営指定地には、今後もフードロッカーの設置、維持管理を行う。
- ・し尿対策については、各種の情報提供により、し尿の処理に関する普及・啓発を進めると共に、知床ならではの良好な登山環境を維持・向上させるため、携帯トイレの導入について、具体的検討を行う。
- ・登山口及び登山道における情報提供施設（案内誘導標識・掲示板、入山届収納場所等）について、景観に調和した統一的デザインにより再整備を進める。

5) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等により、利用者への情報提供を行う。

4 カムイワッカ地域

(1) 現状及び基本方針

「カムイワッカ地域」は、夏期のシーズン中には3万人を越える利用者の集中による混雑が生じ、往時の秘境感が喪失している。また、湯の滝ルートにおいては、険しさ・滑りやすさ等により、毎年、転倒等による事故の発生が見られ、さらに、落石による事故発生の可能性が指摘され、「カムイワッカ湯の滝安全確保対策連絡協議会」により、『平成18年度の立ち入りは一の滝までとする。』と決定された。

「カムイワッカ地域」は、「秘境知床」を象徴する地域であり、この地域の環境を将来にわたり維持・継承することを目的とする。

(2) 実施対策の詳細

1) マイカーの総量規制

現在実施しているマイカー規制については、実施期間の延長等の見直しやシャトルバス運行回数等の調整について検討を行う。また、アクセス道路の渋滞対策機能に加え、ヒグマやキタキツネ等の野生動物対策、及び車内におけるレクチャー等の情報提供による利用環境の質的向上を図るための対策についても検討を行う。

なお、実施の詳細については、「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において、「知床五湖地域」におけるマイカー規制導入についての検討状況も踏まえて検討を行う。

2) 利用のコントロール

カムイワッカ本来の秘境的環境を取り戻すため、湯の滝ルートにおける事故対策等に関する統一的な認識のための議論を踏まえ、利用のコントロール手法の検討を行う。

3) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイト等により、利用者への情報提供を行う。

IV 利用の心得

各地域の利用に当たって、利用者が遵守すべき次の事項に関する「利用の心得」を定め、その普及、啓発・指導を図る。(別添：案参照)

(構成)

- ① 一般的事項
- ② 安全管理に関する事項
- ③ 地域の特有事項

V 計画実施体制

1 実施体制

本計画は、制度・施策を所管する機関及び施設管理者等が、関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、対策を進めるものとする。

2 広報・周知

利用適正化を推進するためには、その理念・目的、趣旨及び利用ルールの内容等について、利用者や事業者はもとより地域住民等に対し、広報・周知の徹底を図ることが肝要であり、また、利用者サービスとして、的確でリアルタイムな現地情報の提供も必要とされ

る。そのため、「環境省自然保護官事務所」や「羅臼ビジターセンター」、「知床森林センター」、「知床自然センター」及び整備を検討する「フィールドハウス」等において、関係機関・団体の施設・機能の協力を得て、以下のような手法により広報・周知を図る。

なお、各種の企画、行事等の機会には積極的に情報を公開し、報道機関や出版社等の協力を得て広報・周知に努める。

① 手引き書「利用者マップ（仮称）」の作成

利用適正化の趣旨・目的、利用ルールの内容、及び地域の自然条件・利用条件等の現況概要等を記載した地域ごとのマップ（パンフレット）を作成、配布する。

② ウェブサイト等インターネットを通じた情報提供の拡充

既設のウェブサイトについて、利用適正化に関する事項の追加・充実を図り、即時性を高めたりリアルタイムな情報提供について検討を行い、可能なものから導入を図る。

③ 広域的な広報周知の検討

利用者が当該地域の自然情報等各種情報を事前に収集できるよう、公共施設等における周知方法を検討する。

3 巡視・指導の実施

関係行政機関の協力を得て、「環境省自然保護官事務所」を中心として、「自然公園財団知床支部」、「知床財団」、「知床ガイド協議会」及び「知床エコツーリズム推進協議会」等と連携し、自然環境の保全と利用者の安全対策のための巡視、利用ルールの普及・啓発及び情報提供の充実を図る。

VI モニタリング

継続的に以下の調査等を実施し、また、知床世界自然遺産科学委員会におけるデータ等も含め、その解析・評価結果等のフィードバックにより、当該実施計画を修正・充実し、利用適正化の推進を図るものとする。

- 利用者数調査
- 利用者動向調査
- 植生荒廃地点調査
- 野営地等水質調査
- その他実施状況により必要とされる調査

(参考) 「利用の心得」 (立ち入りに当たっての留意事項、禁止事項) 案

1 共通事項

① 基本原則

(原則)

- ・ 知床国立公園の自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動が利用者により変化しないよう配慮するとともに自然環境への影響を軽減するよう努めること。
- ・ 次に訪れる利用者が、知床国立公園ならではの自然体験を継続的に味わえるよう、利用の痕跡を残さないよう努めること。
- ・ 自然ガイド等の「事業者」は、日頃から情報の収集を行い、対応する利用者に対し、本「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。

(情報収集等)

- ・ 利用に当たっては、羅臼ビジターセンター、知床自然センター等で安全対策（ヒグマ出没による歩道利用規制、危険箇所・残雪状況等）及び適正利用対策（マイカー規制、自然情報等）等に関する現地情報を入手するよう努めること。

② 自然環境の保全に関する事項

(自然物への配慮)

- ・ 外来種を故意に持ち込まないこと。また、無意識の持ち込みを防止するため、衣服・靴等に付着した種子等の除去に努めること。
- ・ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ・ 岩石、立木等に落書きをしないこと。

(野生動物への配慮)

- ・ 動物の撮影や観察を目的として個体、群れ、繁殖地には近づかないこと。
- ・ キタキツネ、ヒグマ、野鳥等野生動物に餌を与えないこと。
- ・ 動物を驚かしたり、追い立てるなどの行為を行わないこと。
- ・ ペットは原則として同伴しないこと。
- ・ 交通規則を守り、エゾシカ・キツネ等野生動物の飛び出しに注意し、衝突事故防止に努めること。

(植生保護等)

- ・ 歩道や登山道では、道を踏み外さないこと。また、木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ・ 湿原や高山植生等の脆弱な植生地や水際植生地への踏み込みを行わないこと。
- ・ ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入りを行わないこと。
- ・ 枝条の刈り払いを行わないこと。

(騒音)

- ・ 騒いだり、大きな音を出す等、静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。（ヒグマ対策のための行為は除く）

(ゴミの処理)

- ・ ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。なお、羅臼町内においては、持ち帰るか観光客専用ごみ袋を利用し、町内の指定引取所まで持参すること。

③ 安全管理に関する事項（ヒグマ対策）

当地区は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分に留意するほか、知床自然センターのホームページ等での注意事項を守ること。

- ・ ヒグマに対して絶対に餌を与えないこと。
- ・ ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、野外での焼肉や食べ歩き、弁当殻やジュース缶等のゴミを捨てる等の行為を行わないこと。
- ・ ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ・ エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるため、不用意に近づかないこと。
- ・ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、見通しの悪い場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。
- ・ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。（特にサケマス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- ・ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく野外で行動しないようにすること。
- ・ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。
- ・ 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）
- ・ 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合、あるいは追跡を受けたり、事故が発生した際には、他の利用者の安全確保のため、自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。
- ・ クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。

④ その他の事項

- ・ 海産物の採取や漁業施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）に立ち入る等漁業に支障を与える行為を行わないこと。
- ・ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員など管理者の指導、指示に従うこと。

2 地域別事項

(1) 知床五湖地域

(一般的事項)

- ・ 歩道、木道の利用に当たっては、ジュース類等ファーストフードの持ち込みや食べ歩きを行わないこと。

(冬期間の雪上利用に関する事項)

- ・ 極めて厳しい気象条件下にあることから、事前に気象情報や雪崩等の危険区域等安全対策に関する情報を入手し、事故防止に万全を期すること。
- ・ 樹木の上部に大型の巣があった場合や、樹洞で鳥類を認めた場合は、営巣木である可能性が高いため、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
- ・ スノーモービル等による乗り入れは行わないこと。

(夜間の動物観察利用に関する事項)

- ・ ライトによる照射等で必要以上に動物を驚かししたり、追い立てる行為を行わないこと。

* ガイド活動に関する事項 (検討)

(2) 羅臼湖地域

* ガイド活動に関する事項 (検討)

(3) 知床連山地域

(事前準備)

- ・ 自己の体力・健康状態と自然条件等を勘案し、余裕のある日程の計画を立てること。
- ・ 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山や立ち入りに際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ・ 万が一の遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期することとし、事故発生に際しての対応策についても十分に検討しておくこと。
- ・ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、安全管理、事故防止のための装備を備えること。
 - ・ 不足の事態発生等を考慮して、単独行動は原則として避けること。

(ヒグマ対策)

- ・ 野営の際には、ヒグマに関わる事故を避けるため、テント場、調理・食事の場所、及び食料保管場所をそれぞれ十分に離して設け、食料やゴミは絶対にクマに取られないよう「ヒグマ対策用携帯食料保管容器 (フードコンテナ)」（フードロッカーが整備されている野営指定地ではフードロッカー）の中に厳重に保管すること。
- ・ 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、危険である。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

(たき火)

- ・ たき火は行わないこと。

(野営)

- ・ 野営指定地以外での野営は行わないこと。また、ロープ等で野営場所が定められている場所では、ロープを超えて野営を行わないこと。
- ・ 野営地での行動についても植生への悪影響を与えないよう配慮すると共に、できるだ

け利用の痕跡を残さないように努めること。

(ゴミ・排水、排泄物等の処理)

- ・ 石けんや洗剤は使用しないこと。
- ・ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や片づけに際して汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を少なくするよう努めること。
- ・ 水場の水質汚染防止のため、調理の排水等は水場から50m以上離れた場所に行くこと。
- ・ 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。なお、やむを得ない場合は、水場となる場所や野营地及び登山ルートから50m以上離れた場所で行い、使用した紙類は持ち帰ること。
- ・ 日帰り登山利用の場合は、できるだけ登山口等で用を済ますこと。なお、やむを得ない場合は、登山道沿線の主な休憩場所付近は避けること。

(その他)

- ・ 目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。

(4) カムイワッカ地域

(検討)

平成19年度の各地域の対策事項・検討事項一覧

(1) 知床五湖地域 (基本計画対象区分: 8 車道沿線 (五湖まで) 【A】・11 知床五湖園地【A+】・12 知床五湖歩道【A+】・6 ホロベツ園地【B】)

| 基本計画事項 | | 実施計画事項 (検討・対策事項) | | | 備考 (対策実施者・留意事項等) | |
|---|--|---|---|---|---|--|
| 基本方針等 | 基本計画事項 | H18 | H19 (計画) | H20以降 (想定) | | |
| <p>8 車道沿線 (五湖まで) 【A】</p> <p>11 知床五湖園地【A+】</p> <p>12 知床五湖歩道【A+】</p> <p>① 知床五湖は、知床国立公園の代表的な景勝地で、年間約50万人が訪れる利用拠点であると同時に、ヒグマの高密度な生息・行動区域となっており、利用者の安全管理が大きな課題となっている。また、ホロベツから五湖に至る道沿いは、ヒグマの出没に対する対策活動が最も多い地域である。</p> <p>② 従来より、この知床五湖に内在する課題・問題点である「利用の集中」、「利用の安全性」及び「利用環境の質的向上」の3項目の解決について検討が進められ、既存の五湖周回歩道の対応について以下のような方向性 (対応策) で検討が進められている。</p> <p>③ 当該地区は次の二つの面が両立・調和した、知床の中心的利用拠点とする。</p> <p>* 知床五湖本来の原生的な自然の持続的な保全、及び国立公園ならではの質の高い自然とのふれあい・公園利用サービスの提供。</p> <p>* 知床五湖が担っている地域の観光産業の維持及び一般利用者の安全性向上と安定的な利用の提供。</p> <p>6 ホロベツ園地【B】</p> <p>①ホロベツは斜里側の国立公園入口部分に位置し、情報発信及び管理・調査の中心的な施設として「知床自然センター」がある。ホロベツにおいては、利用の適正化のため、より充実した情報の収集・発信、普及・啓発の役割と公園管理拠点機能を充実させる。また、岩尾別も含め、ホロベツ以東の利用集中緩和のため、新たな魅力の有るフィールド開発を担う場所とする。</p> <p>⑤世界自然遺産地域の核心地域に指定されている海崖地域及び海浜台地</p> <p>原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保護制度に基づき厳正に規制する。</p> | <p>8 車道沿線 (五湖まで) 【A】</p> <p>11 知床五湖園地【A+】</p> <p>12 知床五湖歩道【A+】</p> <p>④ 知床五湖園地の再整備と周回歩道の利用コントロール手法の検討 知床五湖園地 (駐車場、便所、売店) は、混雑期間における駐車場入口や便所の渋滞の緩和対策及び情報提供、普及・啓発、レクチャー等の機能 (ミニビジター) の整備の検討を行う。</p> <p>既存周回歩道は、一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。なお、コントロール手法 (法的・非法的ルール等)、及びガイドシステム、安全管理等の手法については関係機関、関係団体等と連携・協力して検討を行う。</p> <p>⑤ 望ましい交通システムの検討 知床五湖への利用の集中による利用の質の低下や自然環境への影響が懸念され、さらに、ホロベツから五湖に至る道沿いはヒグマの出没による安全対策も課題となっていることから、望ましい交通システム (自動車利用適正化対策) の導入について関係機関、関係団体等と連携・協力して検討を行う。</p> <p>⑥ 夜間の道路沿線の利用の集中の対策検討 知床五湖に至る道路沿線における夜間の星空や動物観察のプログラムを行う車両台数が飛躍的に増加しつつある。夜間の静寂な雰囲気を持続・改善するため利用のルール作りについて関係団体等と連携・協力して検討を行う。</p> <p>⑦ 連携強化による「利用ルール」等の指導や普及・啓発の方策の検討 当該地域は、地元経済の一翼を担う観光とも密接に関連することから、利用者への「利用ルール」等の指導や普及・啓発等については、地域住民や関係事業者、関係行政機関との連携や協力は不可欠である。このため、これら関係者との円滑な意思疎通や情報伝達を図るため方策の検討を行う。</p> <p>6 ホロベツ園地【B】</p> <p>② 情報提供、普及・啓発機能の充実 ウトロ地域との機能連携・役割分担を整理し、「知床自然センター」の機能・設備、運営・体制等の充実再整備等の検討を行う。</p> <p>③ 利用の分散・新たな魅力有るフィールド開発 知床五湖の利用集中を緩和させることや、より知床の魅力を利用者にも味わってもらい、知床を次世代に引き継ぐことの重要性を理解してもらうために、自然環境の保全上支障を及ぼすことのない範囲で、ホロベツ・岩尾別における無施設のガイドルートの設定やソフト事業としてのガイドウォーク等適正な利用への誘導を検討する。</p> <p>④ しれとこ100平方メートル運動地 日本のナショナルトラスト運動の先駆けの一つである当該地では、自然再生の事業が実施されている。ここでは運動参加者を対象とした知床自然教室等が開催されており、知床の歴史や保護の重要性を伝える環境教育の場としても効果が期待される。 当該地では、斜里町において現在検討中のトラスト資産としての運動地の公開の是非やその手法に関する検討結果に沿った管理を行う。</p> | <p>① マイカー総量規制</p> <p>知床五湖における交通実態調査</p> | | | 自動車利用適正化対策連絡協議会 | |
| | | | 自動車利用適正化 (マイカー規制) の検討 | マイカー規制導入の検討 (試験施行) 車内レクチャーによる情報提供の検討 | マイカー規制の実施 | |
| | | | | 駐車場利用効率化等の検討 | 駐車場利用効率化計画の策定→実施 | 北海道、環境省 |
| | | | ② 利用のコントロール | | | |
| | | | 「ルール周知のためのパンフレット」の売店への設置 (約5,000枚) | フィールドハウス整備計画の検討 | フィールドハウス整備計画の策定→実施 | 環境省 (売店等=斜里町) * 既存周回歩道利用のコントロールの実施が前提 |
| | | | 既存周回歩道の利用コントロール手法の検討 (利用調整地区等) | 既存周回歩道の利用調整地区指定によるコントロールの可否を含むコントロール手法の検討 | 既存周回歩道の利用コントロール計画の策定→実施 | 環境省 * エコツアーガイドライン (策定中) との関係に留意 |
| | | | 高架木道の供用開始 | 高架木道延長整備計画の策定 | 高架木道の延長施工→供用 | 環境省 * 既存周回歩道利用コントロールの実施が前提 |
| | | | 既存周回歩道における安全対策の実施 | | | 斜里町、知床財団、環境省 * 利用コントロール計画において対応 |
| | | | ③ 既存歩道の補修 | | | |
| | | | ・踏み跡等への立ち入り抑制のための措置 (進入禁止等) ・既存歩道の補修 ・今後の対策実施箇所特定 | ・既存歩道の補修 (踏跡の修復及び歩行範囲限定の方法の検討等) 及び応急処置 | | 北海道、環境省 * 既存歩道周回歩道の「②利用コントロール」の内容を踏まえ検討 |
| | | | | ・既存歩道の整備のあり方に関する検討 | | |
| | | | ④ ホロベツ園地における施設等の機能充実 | | | |
| | | | | ・各地域における施設との機能連携、役割分担の検討 | 知床自然センターの機能充実の検討 | 斜里町 * 関連施設の全体的な計画等を踏まえる |
| | | | 100㎡運動地の公開についての試行・検討 | 100㎡運動地の公開についての試行・検討 公開についての方針策定 | ルールに基づく運動地の公開 | 斜里町 |
| | | | ⑤ ガイドシステム | | | |
| | | | ・既存周回歩道におけるガイドシステムのあり方についての検討 | | 環境省、斜里町、観光協会、ガイド協議会等 * 利用コントロール計画への組み込み | |
| | | | | ホロベツ園地におけるガイド手法の検討 | 環境省、関係機関 * 知床五湖におけるガイドシステムとの関係に留意 | |
| | | ・夜間利用実態調査の実施 ・「利用の心得」の当該利用に係る部分の検討 | 「利用の心得」の当該利用にかかる部分の「パンフレット」等による周知 | | 環境省、関係機関・団体等 * エコツアーガイドライン (策定) との関係に留意 | |
| | | ⑥ 情報提供 | | | | |
| | | ◇利用コントロール手法の検討 | | | | |
| | | ・知床国立公園ウェブサイトでの情報提供 | 当該地区利用のためのリアルタイムな現地情報を含む情報提供方法の検討 (インターネット、各施設等) | ビジターセンター、フィールドハウス等における情報提供の充実 | 環境省、各施設管理者 | |
| | | 高架木道の利用促進方法の検討 (セルフガイドシステムの検討等) | 高架木道の利用促進 (誘導標識の設置及びセルフガイドシステムの導入等) 計画の策定 | 誘導標の整備施工 セルフガイドシステムの運用 | 環境省 | |
| | | ◇各機関の連携強化による利用ルールなどの指導や普及啓発 | | | | |
| | | ルール周知のためのパンフレットの作成・配布 (12,000枚配布) | パンフレット配布 | 改訂版 (充実・修正) の検討 | 環境省、関係機関・団体等 | |
| | | 利用者マップ (案) の作成 | 利用者マップ (仮称) 及び既発行ガイドマップ等を活用した普及啓発の推進 | 改訂版 (充実・修正) の検討 | 環境省、関係機関・団体等 * 「利用者マップ」の作成にあたっては既発行のガイドマップ等との情報重複に留意 | |
| | | ◇利用の分散・新たな魅力あるフィールド開発 | | | | |
| | | | 既発行のガイドマップの普及 | | 斜里町 (知床自然センター) | |

(2) 羅臼湖地域 (基本計画対象区分: 18 羅臼湖【A+】・16 知床横断道路【B】・19 羅臼温泉集団施設地区【B】・20 熊越の滝【B】)

| 基本方針等 | 基本計画事項 | 実施計画事項 (検討・対策事項) | | | 備考 (対策実施者・留意事項等) |
|--|--|--|---|---|---------------------|
| | | H18 | H19 (計画) | H20以降 (想定) | |
| 18 羅臼湖【A+】 ① 高山帯の湿原群を巡るルートで、近年利用者が増加傾向にある。湿原植生の保護を最優先とし、静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場所とする。 16 知床横断道路【B】 ① 知床半島を東西に横断して、利用拠点である羅臼温泉とウトロ温泉を結ぶ、自動車による主要な観光利用動線となっている。 ② 道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に抑止するため、知床半島を除き通過利用を原則とし、道路付帯駐車場の新設や既存の拡張整備は原則として認めないものとする。 19 羅臼温泉集団施設地区【B】 ① 羅臼側の国立公園入口の利用拠点として相応しい地域環境づくりと、自然環境に応じた適正な利用基地としての充実整備を図る。 20 熊越の滝【B】 ① 羅臼温泉集団施設地区に近接し、樹林に囲まれた「熊越の滝」は、簡易な歩道が整備されており、滝や水辺の優れた自然景観が鑑賞できる探勝利用の地である。 | 18 羅臼湖【A+】 ② 羅臼湖歩道入口へのアクセス手法としてシャトルバス等の導入 (羅臼温泉～知床峠～ホロボツ～ウトロ) と併せて専用停車帯等利用の安全対策及び横断道路での違法駐車対策、入口表示の手法等について検討を行う。 (アクセス手法の改善) ③ 近年、利用者が急激に増加しており、今後当該地の自然環境や体験の質に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。また、より質の高い自然体験を得ることができるガイドシステムについても検討を行う。 ④ 羅臼湖歩道は、既存施設の破損箇所等の修復及び沿線の植生保護のために必要な整備や立入防止ロープ柵等により保護管理を行う。 ⑤ シーズンには定期的な巡視を行い、植生の保護状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、外来種の侵入状況のモニタリング及びその対策等についても検討を行う。 | ① アクセス手法の改善 ・知床国立公園ウェブサイトでの情報提供 ・バス停設置による公共交通機関利用推進の周知 (+パンフレット改定による対応) ・羅臼VC等における周知 | ・知床国立公園ウェブサイトでのリアルタイムな現地情報を含む情報提供 ・公共交通機関利用推進の周知 (利用者マップ (仮称)) ・羅臼VC等における周知 | → | 環境省、羅臼町、斜里町 |
| | ④ 羅臼湖歩道は、既存施設の破損箇所等の修復及び沿線の植生保護のために必要な整備や立入防止ロープ柵等により保護管理を行う。 ⑤ シーズンには定期的な巡視を行い、植生の保護状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、外来種の侵入状況のモニタリング及びその対策等についても検討を行う。 | シャトルバス運行等調査検討 (停車帯等の設置検討含む) | ・シャトルバス導入に係る検討を踏まえた対策の実施 | 環境省、羅臼町、道路管理者、バス会社関係者等 *実施のための別組織を検討する必要 | |
| | ② 利用のコントロール カウンター設置による利用実態の把握 | ・利用のコントロール手法の検討 | ・利用コントロールに係る検討を踏まえた手法の導入 | 環境省、羅臼町 | |
| | ③ 利用者による野生動物への餌やり等、野生動物の生態への悪影響を防ぐための「利用ルール」づくりとその普及・啓発を行う。 ④ 「利用ルール」等に関する情報については、ビジターセンターやホームページでの普及・啓発のほか、標識設置、現地指導、バスガイド等により普及啓発を図る。 | ・外来種侵入状況の把握及びモニタリング項目の検討 | ・モニタリング実施方法の検討を踏まえたモニタリングの実施 ・歩道入口におけるグレーチング歩道の設置等 | 環境省 *モニタリングの実施体制は別途検討が必要 *外来種対策 | |
| | ③ 路上駐車対策 駐車禁止標識の設置 | ・路上駐車対策 (柵・ロープ設置、駐車禁止標識の設置) ・違法駐車取り締まり (警察に協力要請) | → | 環境省、羅臼町 | |
| | ④ 歩道・木道の補修等 既存歩道、木道の補修の実施 (地元関係団体等の協力による) | ・既存歩道、木道の補修の実施 | → | 北海道、環境省 | |
| | ② 国道から分岐する「熊越の滝」に至る歩道の起点部分には駐車場はなく、かつ、国道のカーブ区間で前後に橋やトンネルがあるため、到達方法はシャトルバス等による安全な利用方法等アクセス方法や危険回避の方法等の改善の検討を行う。また、必要に応じ歩道の維持・補修等の検討を行う。 | ・歩道の整備のあり方に関する検討 (退避場所等の設置を含め検討) | ・整備または補修方針に基づく対策 (整備・補修計画) の策定→実施 | 北海道、環境省 *利用コントロール手法との整合 | |
| | ⑤ ガイドシステム ガイドシステムのあり方についての検討 | → | → | 環境省、羅臼町、観光協会、ガイド協議会等 *利用コントロール手法との整合 | |
| | ⑥ 情報提供 ◇利用コントロール手法の検討 ルール周知のためのパンフレットの作成・配布 (1,700枚配布) 利用者マップ (案) の作成 | パンフレット配布 利用者マップ (仮称) 及び既発行ガイドマップ等を活用した普及啓発の推進 | 改訂版 (充実・修正) の検討 | 環境省、関係機関・団体 *「利用者マップ」の作成にあたっては既発行のガイドマップ等との情報重複に留意 | |
| | ◇知床横断道路における利用ルールの普及啓発・情報提供 野生動物への餌やり禁止周知のための標識設置 (知床峠) | 利用者マップ (仮称) の配布 | → | 環境省、斜里町、羅臼町 | |
| | 利用者マップ (案) の作成 | 利用者マップ (仮称) の配布 | 改訂版 (充実・修正) の検討 | 環境省 | |
| | ◇羅臼温泉集団施設地区における利用ルールの普及啓発・情報提供 羅臼VC新築 | 羅臼VC供用 | → | ・環境省 | |
| | 羅臼VCのウェブページ検討 (羅臼湖関係情報、関連地域情報の充実) | 羅臼VCからの情報発信 | → | ・環境省、関係機関等 | |

(3) 知床連山地域 (基本計画対象区分: 4 知床連山縦走線【A+】・1 岩尾別温泉～羅臼岳【A】・2 羅臼温泉～羅臼岳【B】・3 カムイワッカ～硫黄山【B】・9 町道岩尾別線道路【B】)

| 基本方針等 | 基本計画事項 | 実施計画事項 (検討・対策事項) | | | 備考 (対策実施者・留意事項等) |
|---|--|--|--|--|---------------------|
| | | H18 | H19 (計画) | H20以降 (想定) | |
| <p>4 知床連山縦走線【A+】</p> <p>① 登山利用の想定 行程が長く時間と体力を要するコースで、必要な経験と技術を持ち、原始的で静寂な雰囲気での登山体験を目的とした登山者（上級）の利用を想定する。</p> <p>1 岩尾別温泉～羅臼岳【A】</p> <p>① 登山利用の想定 連山登山道のうち最も利用されているルートである。利用者は、登山経験があり、必要な装備の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の自然景観を楽しむことや、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者（中級及び中級以上の指導者が同伴する初級者）の利用を想定する。</p> <p>2 羅臼温泉～羅臼岳【B】</p> <p>① 登山利用の想定 1のルートに比べ、行程が長く利用度が低いルートであることから、十分な体力と登山経験があり、必要な装備等の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を感じ、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者（中級以上）の利用を想定する。</p> <p>3 カムイワッカ～硫黄山【B】</p> <p>① 登山利用の想定 1のルートに比べて利用度は低いルートであることから、登山経験があり、必要な装備等の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を感じ、硫黄山登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者（中級以上）の利用を想定する。</p> <p>共通方針 当該地域は、主峰の羅臼岳から活火山の硫黄山まで知床半島の脊梁が連なり、山麓・山腹部は針広混交林に覆われ、多くの野生動物が生息している。登山道沿いでも山麓の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植生の垂直分布を見ることができ、多様で優れた自然を体験できる地域である。 しかしながら、一部登山道の荒廃や複雑化、あるいは野営地等における植生への悪影響が見られ、また、し尿処理の検討やヒグマ対策の充実が求められている。 従って、以下の方針により原生的な自然環境の保全を図るとともに、利用者がこの優れた自然を持続的に体験できるフィールドとする。</p> | <p>4 知床連山縦走線【A+】</p> <p>② 維持補修 登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐため、最小限の修復整備を行う。二つ池周辺については、登山道の荒廃や野営地の裸地拡大防止のために、ルートや野営指定地の変更も検討する。</p> <p>③ 巡視等 登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により関係機関と連携して必要な対策を講じる。</p> <p>④ ヒグマ対策 既に設置しているフードロッカーについては、今後も維持・管理を継続し、損傷や老朽化が進んだフードロッカーは、必要に応じて更新する。</p> <p>1 岩尾別温泉～羅臼岳【A】</p> <p>② 維持・補修 既存施設の破損箇所等の修復、登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐための修復整備及び登山道沿線の植生保護のための立入防止ロープ柵の設置等の維持管理を行う。</p> <p>③ 巡視等 登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行うとともに、施設や登山道の破損等を把握し、必要な対策を講じる。</p> <p>2 羅臼温泉～羅臼岳【B】</p> <p>② 維持・補修 登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐための最小限の修復整備を行う。</p> <p>③ 巡視等 特に残雪期をはじめ登山シーズン前後に定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により、関係機関と連携して必要な対策を講じる。特に残雪期においては、関係機関と連携して誘導ロープ柵の設置等必要な対策を講じる。</p> <p>3 カムイワッカ～硫黄山【B】</p> <p>② 維持補修 登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐための最小限の修復整備を行う。</p> <p>③ 巡視等 登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により関係機関と連携して必要な対策を講じる。</p> <p>9 町道岩尾別線道路【B】</p> <p>① 夏期の登山シーズンには、町道岩尾別線の路上駐車車両による混雑が恒常的となっている。さらに、特に岩尾別皮へのサケ・マスの上旬期にはヒグマの出没による安全対策も課題となっていることから、望ましい交通システムについての検討を行う。</p> <p>共通方針 ② 今後、利用による自然環境への著しい悪影響が懸念される場合には、利用の分散化への誘導等必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。 ③ し尿対策の検討 日帰り登山者には、極力麓で用を済ますことや登山道沿線の主な休憩場所の付近は避けて排泄場所の分散を図ること及び使用済み紙等の持ち帰りの普及・啓発を行う。また、携帯トイレの普及および回収システムについて検討を行う。 ④ 登山利用に関する各種情報の提供、収集、周知、普及啓発のシステムについて検討を行う。 また、登山者と直接接する機会の多い宿泊施設、山岳ガイドとの協力体制等の構築についても検討を行う。 ⑤ 遭難防止のための標識等は、景観を損なわず効果的な表示方法等の検討を行い、統一的なデザイン等で再整備の検討を行う。</p> | <p>① アクセス手法の改善【町道岩尾別線道路】</p> <p>—</p> <p>② 利用のコントロール【知床連山全体】</p> <p>—</p> <p>③ 既存ルートの付け替え及び野営地の整備</p> <p>・ 歩道周辺の植生保護手法の検討</p> <p>④ 登山道及び登山口の利用環境等の整備</p> <p>【岩尾別～羅臼岳】 登山道の維持・補修（グリーンワーカー事業等）</p> <p>【羅臼温泉～羅臼岳】 登山道の維持・補修（グリーンワーカー事業等）</p> <p>【カムイワッカ～硫黄山】</p> <p>携帯トイレを含む具体的な対策の検討</p> <p>◇ヒグマ対策 巡視等による状況確認</p> <p>◇遭難防止などのための標識等の統一的なデザイン等での再整備</p> <p>情報提供施設（標識等）の再整備手法の検討 標識の交換</p> <p>⑤ 情報提供</p> <p>◇巡視による現状把握及び利用適正化に関する普及啓発・危険箇所の情報提供</p> <p>・ ルール周知のためのパンフレットの作成・配布（2,600枚） ・ 利用者マップ（案）の作成 ・ 知床国立公園ウェブサイトでの情報提供</p> | <p>知床五湖地区のマイカー規制の連動した検討</p> <p>アクセス手法改善による利用分散を含む利用コントロールを図るための仕組みの検討</p> <p>・ 二つ池ルート付け替えの具体的検討、野営指定地の変更調査、検討</p> <p>【岩尾別～羅臼岳】 登山道の維持・補修（グリーンワーカー事業等）</p> <p>登山道の補修（グリーンワーカー事業：予定）</p> <p>携帯トイレ等の試験的導入</p> <p>巡視等による状況確認</p> <p>標識等の補修・交換</p> <p>再整備計画の策定・実施</p> <p>・ 利用者マップ（仮称）の配布 ・ 知床国立公園ウェブサイトでの情報提供</p> | <p>自動車利用適正化対策連絡協議会</p> <p>環境省 * 羅臼湖地域のアクセス手法の改善と連動</p> <p>環境省、林野庁</p> <p>環境省、林野庁（危険木処理、土のう補修等）</p> <p>環境省、林野庁</p> <p>環境省ほか</p> <p>斜里町、羅臼町、環境省、林野庁</p> <p>環境省</p> <p>環境省</p> <p>環境省</p> | |

(4) カムイワッカ地域（基本計画対象区分：13 カムイワッカ【A+】・14 車道沿線（五湖以奥）【B】）

| 基本方針等 | 基本計画事項 | 実施計画事項（検討・対策事項） | | | 備考 （対策実施者・留意事項等） |
|---|--|--|--|---------------|----------------------------------|
| | | H18 | H19（計画） | H20以降（想定） | |
| 13 カムイワッカ【A+】 14 車道沿線（五湖以奥）【B】 知床への到達感を自動車で手軽に求めることができること、及び「秘境の秘湯」のキャッチコピーにより、シーズン中には利用が集中し、混雑や渋滞等が生じている。「利用ルール」づくりとその普及・啓発及び事前に自然や安全・危険等に関する情報を提供するシステムの確立と管理・巡視体制の充実を図る。 | 13 カムイワッカ【A+】 14 車道沿線（五湖以奥）【B】 ② ルシヤ地区への立入監視ゲート機能、カムイワッカ地区利用者への指導、硫黄山登山者への普及・啓発等の機能を果たす「フィールドハウス機能」及びその運営体制の検討を行う。 ③ 利用者の安全対策、立ち売り対策、トイレ対策等管理・巡視体制の充実を図る。 ④ 湯の滝までのルート状況（険しさ、滑りやすさ等）や周辺の落石の危険性、救護に要する時間や強酸性による皮膚の炎症等について情報提供の充実を図る。 ⑤ 望ましい交通システムの検討 利用の集中やそれに伴う混雑が見られ、往時の秘境感を喪失しているうえ、利用上の快適性も損なわれている。このため、カムイワッカ地区での「自動車利用適正化対策」の継続・強化（期間延長・運行回数等の調整）、及びホロベツ以奥における望ましい交通システムの検討を行うことにより、利用の集中を緩和させ、一般的な利用者が適正な状況で知床への到達感・秘境感を味わうことができる場所とする。 ⑥ 秘境感を減退させるような工作物の新築は避け、既存工作物についても改良の際には、景観への配慮の検討を行う。 | ① マイカーの総量規制 マイカー規制の実施（70日間） | シャトルバス運行回数等の調整について検討の上、継続実施 車内レクチャーによる情報提供の検討 | 必要な見直しの上、継続実施 | 自動車利用適正化対策連絡協議会 |
| | | ② 利用のコントロール ◇利用者の安全対策等 巡視員の配置 監視員の配置 | 湯の滝ルートにおける事故対策等に関する統一的な認識のための議論を踏まえ、利用のコントロール手法を検討 | | 環境省 カムイワッカ湯の滝安全確保対策連絡協議会（H18） |
| | | ③ 情報提供 マイカー規制チラシやHPによる情報提供 シャトルバス内での放送、案内 | 湯の滝ルートにおける事故対策等に関する統一的な認識のための議論を踏まえ、検討 | | 自動車利用適正化対策連絡協議会 |
| | | | | | |